

詐欺を防ぐ簡易なポップアップ式ステッカーの配布を

公明党 内山 恵子

問 全国的に振り込め詐欺などにより、毎日多くの方が多額の被害を受けており、ひとり暮らしの高齢者からは、電話による詐欺の防止策はないかとの声を聞く。本市では、電話に出る際に注意を促す迷惑電話チェッカーを活用し、効果を上げている。チェッカーは、固定電話の番号表示サービスを利用している方のみ設置できるものだが、横浜市

鶴見区が活用しているポップアップ式のステッカーは、受話器を上げた際に起き上がり、注意を促す仕組みのため、より簡易に、どの電話にも設置できる。取り付けが容易なステッカーを導入しないか。

答 本市では、高齢者が詐欺に遭わないための取り組みとして、市防犯協会が中心となり、大和警察署や防犯関係団体と連携して意識啓発のキャンペーンを年3回実施しているほか、警察の情報に基づき安全・安心メールや防災行政用無線を活用して注意喚起している。チェッカーは、モデル事業として約140台、自治会を通じて希望世帯に貸与しており、効果を検証し、さらなる対策につなげていく。ステッカーは注意喚起の効果があるという点で、今後、関係機関と調整しながら、配布する方向で検討していきたい。(ほかに「児童の学力向上、健全な心身の成長への取り組みについて」を質問)

子育ての経済的負担を減らす小児医療費助成の拡大を

公明党 三谷 小鶴

問 市では、平成24年10月から小児医療費助成制度の対象年齢を小学6年生まで拡大したが、子育てや教育の経済的負担はまだ大きく、子どもを一人育てるだけで精いつばいとの声を聞く。県内では、すでに10の自治体が中学3年生まで拡大している。子どもは未来の宝であり、安心して子どもを産み、育てる環境を整えることは、少子化の歯止めになり、将来、高齢者や経済を支える子どもたちが増えることで市の発展につながる。魅力ある綾瀬として、住んで良かったと市民が思えるよう、制度の対象年齢を中学3年生まで拡大しては。

答 市では、少子化に歯止めをかけ、心豊かな社会を築いていくため、子ども・子育て支援事業計画を策定し、基本目標の一つである「子育てが楽しめる環境づくり」の取り組み事業として小児医療費助成を位置付けている。小児医療費助成制度は、持続可能な制度として安定した運営が求められており、対象年齢の拡大を自治体間で競い合うのではなく、少子化対策の一環として国の制度として実施するよう、現在、国に求めている。市では、当面、現行制度を進めていくが、必要とされている子育て支援策は何かを十分検討し、取り組んでいきたい。(ほかに「生き生きと暮らせる健康作りについて」を質問)

地方教育行政法改正による市長権限を認識しているか

日本共産党 松本 春男

問 地方教育行政の組織や運営に関する法律改正が平成26年6月に公布され、ことし4月から施行された。市長が自ら属する党派の主義主張に沿った教材を学校で使用することや教育の実施を求めることとは、総合教育会議で協議すべき事項ではないとされているが、認識はしているのか。

市長は、教育行政法の法律改正の前に、私の教育大綱と記載した紙や教育振興基本計画を1年前倒して改正してほしいというメモを教育長に渡し、たと新聞報道されたが、渡した時期は問題ないのか。また、メモは、私の教育大綱という題名になっていたのか。

答 法律の改正により、教育長の任命や新たに設置した総合教育会議の招集、教育目

標や施策の根本的な方針となる教育大綱の策定が市長の権限となり、政治的中立性と継続性が大原則であることから、私的な要求はできないと認識している。今後も教育委員会と連携を密にして、市の教育の充実、発展に努めていく。また、題名は、私の教育大綱としていたが、知識、教育、豊かな心を育てたいという考えを今までの経験から述べた程度のメモであり平成26年1月に渡したもので、問題はないと考えている。(ほかに「オスプレイの配備について」「洪水対策と遊水池について」を質問)

(仮称)綾瀬スマートインターを利用したまちづくりを

志政あやせ 笠間 昇

問 民間や行政がさまざまなまちづくり事業を行っているが、本市に旅行者や観光客

が立ち寄りたければ効果は発揮できない。オリンピックの開催地の一つが江の島になったこともあり、湘南地域が注目を浴びている。現状の公共交通機関では難しいが、(仮称)綾瀬インターチェンジは湘南の玄関口になりうる十分なポテンシャルを持っている。湘南は綾瀬から行くのが便利だと意識付けができれば、本市の知名度を上げる効果も期待できる。インターを活用し、羽田空港と本市を結ぶシャトルバスを、市庁舎を利用することで誘致できないか。

答 綾瀬インターチェンジの開通による交流人口の増加は、観光事業を進める上で大きなチャンスと考えており、ロケとグルメによるロケツーリズムなど来訪者を増やす取り組みや神崎遺跡など観光資源の活用、収穫体験ツアーなど着地型旅行の推進を図っていく。シャトルバスの誘致は、市内に羽田空港へ乗り入れている2社のバス営業所があるので、需要を見極め、隣の神奈川中央交通田村車庫で、一般車両の駐車場を設けてパーク・アンド・バスライドとしている事例を参考に、事業者へ要望していきたい。(ほかに「総合教育会議について」「投票率向上への取り組みについて」を質問)



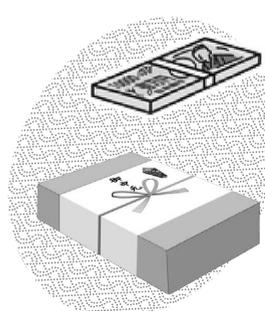
5月30日、「光・食・文化の祭典～Ayase Base side Festival～」が開催されました。光綾公園野球場にて。

公職選挙法による禁止行為

- ◆議員の寄付禁止
- ◆議員への寄付勧誘・要求の禁止

議員が市民に対し、お金や物を贈ることは、公職選挙法で禁止されています。

また、市民が議員に対し寄付を求めることも禁止されています。



時候のあいさつ状などの禁止

議員は市民に対し、答礼のための自筆によるものを除き、暑中見舞状、年賀状などの時候のあいさつ状(電報なども含まれます)を出すことは禁止されています。

これらに違反すると罰せられます。

市民の皆さまのご理解とご協力をお願いします。

